

警報等発令時の扱い

生徒の登下校の安全確保の観点から、自然災害が予想される場合の対応については、次のように基準を定めます。

1 警報等発令への対応

- (1) 自宅を出る時点で警報等が発令されていない場合は、安全確保に留意して、通常通り登校する。
- (2) 自宅を出る時点で、学校所在地である福山市において、次の警報等のいずれかが発令されている場合は、自宅待機とする。

大雨 ・ 土砂災害 ・ 氾濫 ・ 高潮 (警戒レベル3相当以上)
暴風 ・ 波浪 ・ 大雪 ・ 暴風雪 (警報、特別警報)

- ① 次の時点で警報等が解除された場合は、安全に注意して登校する。
 - i) 9時の時点で解除されていたら、3時間目から授業を行う。
 - ii) 11時の時点で解除されていたら、5時間目から授業を行う。
 - ② 11時の時点で解除されていない場合は、臨時休校(家庭学習)とする。
- ※ 気象情報については、天気予報・ニュース・インターネット上の気象情報等で確認する。
- ※ 欠課授業の振替については、後日指定する。
- (3) 自宅を出た後、福山市において、上記(2)の警報等が発令された場合は、駅等で得る情報や天候により、次の中で安全な方法を選択する。
 - i) 安全な場所に避難する。
 - ii) 帰宅する。
 - iii) 学校に登校する。

2 上記以外の場合の対応

- (1) 福山市において警報等は発令されていないが、住んでいるエリアで上記1(2)の警報等が発令されている場合、または通常利用する公共交通機関が運行していない場合等は、自宅待機とする。ただし、学校は開校しているので、警報等が解除されるか、または公共交通機関が再開された時点で安全を確認して登校する。
- (2) 上記1(2)、(3)に該当しない場合(注意報の場合等)は、安全を確かめて登校する。ただし、交通機関や道路状況等で登校が難しいと思われる場合は、保護者の判断で自宅待機とし、その旨を学校に連絡する。

3 登校後、警報等が発令された場合の対応

生徒の安全確保のため、下校を早めるか、または遅らせることがある。

4 公共交通機関の運休や道路の遮断等により登校が困難な場合の対応

- (1) 他の交通機関や道路を利用する等して登校するよう努める。
- (2) (1) が難しい場合は運行再開や遮断解除まで自宅待機とし、可能となった時に登校する。
- (3) 登校しても短時間で下校する等の場合は、各自で登校について判断する。
なお、「特別欠席（自宅待機）」や「公認欠課（遅刻）」については、個々の事情を聴取して別途判断する。